翻訳

R.D.コリソン・ブラック^{飲注1)}

「J.S.ミルの時代における アイルランドとインドへの経済政策」"

池 田 和 宏訳

訳注 1) R.D.コリソン・ブラック教授は,1922年,ダブリンに生まれた。1962 年から1985年まで、ベルファースト・クイーンズ大学の経済学部教授で あった。その間,プリンストン大学,エール大学等で客員教授としても 教鞭を執った。1988年にクイーンズ大学の名誉教授となっている。主要 著作に, Economic Thought and the Irish Question 1817-1870, 1960. Catalogue of Pamphlets on Economic Subjects 1750-1900, 1969. Readings in the Development of Economic Analysis, 1971. Papers and Correspondence of W. S. Jevons (Vols. I-VII), 1972-81. Ideas in Economics, (Ed.) 1986. (R.D.コリソン・ブラック編著, 田中 敏弘監訳『経済思想と現代』,日本経済評論社,1988年。)等がある。そ の他多数の論文がある。また1980年に来日しており、経済学史学会1980 年度全国大会,成城大学,名古屋大学,大阪市立大学において講演して いる。その時の講演が、上野格訳「アダム・スミスとアイァランド」 (上),(下),成城大学『経済研究』第77号,79号,1982年に掲載されて いる。ここに翻訳したのは、ブラック教授の、Economic Policy in Ireland and India in the Time of J. S. Mill, The Economic History Revew, Vol. XXI. Aug. 1968, pp. 321-336. である。

I.

「インドのことを知っているイギリス人達は,現在,アイルランドのことをも最も良く理解している人々である」,とジョン・ステュアート・ミルは1868年に述べた²。「両国を知っている人々は,アイルランド人とイン

ド人との性質について多くの類似点を述べてきている。確かに、アイルランドとインドとの農業経済の間には多くの類似点がある」。 ミルにとっては、インドに対するイングランドの統治が、アイルランドに対する統治よりも相対的に一層成功していたことは明らかであった。そして彼は、これを、インドの統治に責任のあった人々が「島国的偏見を払拭し、一般的なイギリスの習慣や見解に従ってではなく、他国の必要に従ってそこを統治すること」に成功した、という事実に帰した。ところが、アイルランドに対してこれは決してなされてこなかった。「我々にとってそれ程悪くないことは、アイルランドにとっては十分良いことに違いない。もしアイルランドにとっては悪いことならば、それはアイルランドそのものに欠陥があるか、または事柄自体が悪いのである」。

この論文の目的は、ミルの時代のアイルランドとインドとにおける経済 政策の幾つかの主要な状況を比較すること、また、彼が信じたようにイン ドにおけるイギリスの恩情主義的統治は、諸問題の取扱いにおいてアイル ランドの半代議制的統治がもたらしたものよりも一層成功したかどうか、 を考察することである。

そうした比較は、政治・経済・社会の歴史にとってばかりでなく、思想の歴史にとっても関心の対象となるだろう。政策担当者達が、インドとアイルランドに用いた経済思想の装置は同じであったのだろうか、また、彼らはその装置を同じ方法で適用したのだろうか? あるいは習慣、言語、その他多くの諸要素における明確な相違が、英領インドの官僚に、アイルランド問題に関係している彼と同じ立場の人達ほどには「(イギリス)の政治経済学の諸原理」を、一層好んで適用させなかっただろうか? 諸政策とその諸結果を比較する前に、上述の「ミルの時代」という用語を今少し詳しく考察することが必要である。ジョン・ステュアート・ミルは、1823年に東インド会社に入社し、ちょうど50年後没した。この50年間は、アイルランドにとって、インドにとって、また経済思想の発達にとって、真の

意味で歴史的時代を形成するのだろうか?

その期間が恐らく最も意味のあるものであるということは、この後者の状況においてである。というのは、ミルの成人してからの生涯は、彼の父が彼に完全に教えた、あのリカードウ派政治経済学の支配した時期とまさに一致したからであった。更に、アイルランドにおいてこれらの50年間は、ワーテルロー以後の数年間の困窮期間という、不可避的形態での「アイルランドの困難」の出現から、グラッドストーンの土地法。によって、アイルランドの困窮を除去しようとする最初の実際の試みへと及ぶ、重要な時代を形成している。

確かに、もし厳密に年表風に画しようとすれば、その時期はインドにとっては特殊な時期ではない。だが、T.R.メットカフ博士が最近示したように、自由主義と改革という新しい精神がイギリスからインドへ広がり始めたのは、ナポレオン戦争の終結後の数年間においてであった。一方「反乱(セポイの反乱)後10年間は、総督カーゾンがほどの時代を除いては、事実、インドにおけるイギリスの最後の大きな創造的時代であった。1870年代以降、彼らは、もっぱら単なる日々の行政機構の運営に関心があった」4。

訳注 2) G. N. Curzon, 1859-1925. インド総督兼副 E. 在任期間は,1899年-1905年。 ただし1904年に一時中断している。彼は,インドに対してかなり強圧的態度をとり,インド人のイギリス統治に対する不満を引き起こした。

広くとって「ジョン・ステュアート・ミルの時代」というものを、有効な歴史的期間として受け取ることができるならば、この期間にアイルランドとインドにおいて経済政策が取り組まなければならなかった諸問題に、 我々は注意を向けることができよう。

一見したところでは、アイルランドとインドは、類似「点をみる」より も差異〔点をみる〕方が一層根拠があるように思われるかもしれない。だ が、19世紀においてミルによって述べられた二国間の経済の類似点は、無 視できないものであった。それぞれの国において、人口増加は遅れた農業の諸資源を乱用させた。そして農業は、まだ大多数の人々にとって唯一の雇用源であった。従って、両国の統治に責任のあった人々は、大多数の民衆の極端な貧困から結果的に生じた経済政策上の相似た諸問題に直面した。

当時のイギリスの政策担当者達が,経済発展問題を,今日の政策担当者達と異なり,実質所得水準の引き上げのために一致強力すべき問題と考えていなかったことは,ほとんど強調する必要はない。にもかかわらず,インドでは,イギリスの総督達は,その民衆への福祉に対して確かに自らの責任を自覚していて,その経済的重要性を認識していたり。アイルランドの場合には,その民衆の物質的福祉に対する責任は,部分的にさえも,統治に基づいていたという,同様の確信はなかった。だが確かに,1829年以降,政府がアイルランドで直面した諸問題は,単に政治的・宗教的なものばかりでなく,経済的なものでもあったことは明白になった。それらの諸問題は,抑圧のみによって解決されうるものではなく,経済的側面をも含めて懐柔がなければならなかったのである。

19世紀にアイルランドとインドで発展した経済政策のあらゆる局面を包括的に取り扱うには、一篇の研究論文ではなくて、少なくとも一冊の本を必要とするだろう。従って議論は、ここでは当時両国にとって重要であった政策と、利益とについての二つの顕著な局面に限定されなければならない。というのは、それらについての検討は、最初に生じた諸問題を明らかにするであろうとみられるからである。それらは即ち、土地保有と公共事業とである。

原注)

- 1) この論文は、1967年4月、ベルファーストの経済史協会会議で報告した研究論文に基づいている。
- 2) Mill, England and Ireland (1868), p. 22. この論文でミルと言う場合, ジョン・ステュアート・ミルのことを指す。
- 3) この点の詳細については, R.D. Collison Black, Economic Thought and

the Irish Question 1817-1870 (Cambridge, 1960), pp. 2-3. を参照。

- 4) T. R, Metcalf, The Aftermath of Revolt, India 1857-1870 (Princeton, 1965), p. ix.
- 5) 「インドの人々の福祉は、我々の第一の目的である。もし我々がここで彼らの役に立たなければ、我々はここにいるべきではない」と、メイヨー総督は1870年に述べた。W. W. Hunter, *Life of the Earl of Mayo*, (1875), II, p. 276.

II.

土地保有の諸形態は、アイルランドとインドとにおける経済政策を概観する必然的出発点である。というのは、19世紀において、両国の人口の大多数が農業に依存していることが、土地所有と土地耕作を彼らにとって中心となる経済諸問題にしたからであった。

ここで,両国の小作制度や,我々の取り上げている時代の両国における土地立法の継起的諸段階の詳細な説明を行なう必要はない」。ここで用いられる研究方法は,小作制度への政策担当者達の態度を決定した経済哲学に重点を置いて検討することである。我々は,一方での習慣と地位と,他方での契約との対比という,基本的で良く知られた概念から始めたい。アイルランドとインド両国の現地の土地制度は,習慣によってのみ決定された地位であるという重要な諸要素を含んでいた。従って,決して正確に決定されなかった。だが「イギリス人は,条文化されていない習慣と,個人的思慮分別による統治に基礎を置く社会を理解できなかった。つまりイギリス人は,公的権利と私的権利を区別する唯一の確かな方法,即ち法体系の導入を知っているだけであった。。

イギリスの法律諸制度による現地の法律諸制度の取り替えは、アイルランドとインドとでは大きく異なる時代を生んだ。古い、異なった制度の下にあった人々の中では、記憶は消えなかったのだけれども、19世紀の初めまでに、少なくともアルスター以外では、アイルランドの土地法は、イギ

リスと表面上は同じであった。表面上の類似性がどうであれ,ナポレオン 戦争の終結までに,再分割,転貸,任意借地,不在地主等が,イングラン ドの状況と明らかに異なるアイルランドの状況を生んだ。そして戦後数年 間の不況は,土地制度の諸変化が経済改良の鍵であったということを明ら かにした。

この時、イギリスの政策担当者達の中で土地財産に対して流行しつつ あった態度は、所謂「ウイッグ的見解」と呼ばれるものであったかもしれ ない。それによると、社会安定と経済発展とに最良の見通しをもたらす土 地法の制度は、多数の地主が、小作農改善のために、中規模から大規模農 場までの長期契約期間を与えた制度であった。しかしながらそれは驚くよ うなものではなく、ただイングランドに存在した、あの制度であった。こ の観点から考慮されるならば、アイルランドにおける土地問題の解決は、 急進的改革よりも,現存の制度の立直しにあった。イギリスの土地保有制 度の模倣であることはやめなければならないし、その代わりにそれに相当 するものにならなければならない。これは、当然当時のイギリス議会で受 け入れられた見解であり、1826年の転貸法のような法律の一節へと至るも のであった。その根本的目的は、小規模小作農の下層階級を、賃金労働者 として人々を雇うような資本家的農業家に取り替えることであった。そし てまた、もし必要ならば、支払い能力がなく、先見の明のない地主層を、 支払い能力のある,改良地主層に取り替えることであった。この見解へ の、他の立法諸業績は、1849年の土地抵当法と、1860年のデージー法であ り、そしてそれらは「地主と小作農の関係が、土地保有と奉仕にではな く、当事者達の明白な、あるいは暗黙のうちに含まれる契約に基づくべき であると見なされるだろう」。と規定した。

インドの国家歳入の大部分は、ムガル帝国の下で地税から引き出された ので、インドにおいて土地保有の現地の制度を取り替える問題は、アイル ランドにおけるよりも一層遅れた時期に生じたばかりでなく、非常に異 なった諸状況の下においてさえも生じた。土地所有諸関係が採るべき適切な形態の,同様のウイッグ的見解は,特に,1793年にコーンウォリス^{原性的}によって成就されたベンガルの有名な永代固定化に現われている,ということが見いだされる。

訳注 3) C. Corwallis, 1738-1805. ベンガル総督。在任期間は,1786年-1793年。彼は,ベンガルにおける行政機構を整備しようとし,1793年に永代ザミンダーリ制という条例を制定した。

ムガル人達の下で、地税は、文字通り「土地所有者」を意味している用語であるザミンダール(zemindars)^{野産4)}階級によって、ライアット(ryots)^{野産5)}、即ち耕作者達から集められた。ザミンダールが、英語の意味で土地所有者または地主であったかそうでなかったかは、ベンガルにおける東インド会社役員達の間での議論の的であったが、J.ショアー^{野産6)}の見解が広く行きわたった。即ち彼は、ザミンダール達を、政府へ慣習的租税を支払うだけの土地所有者達であると考えた。ショアーは、差し当たり数年間は会社がザミンダール達から要求しうる租税総額を決定すべきであり、土地が一層完全に調査された後に修正の可能性を残しておくべきである、と考えた。しかしながらコーンウォリスは、租税請求額の永代固定化がザミンダール達に強い改良への動機をもたらすであろうと信じた。そして彼は、1790年までに達成されていた10年間有効の固定額を、永代固定にするという彼の提案に対して理事達の替成をとりつけることに成功した⁴⁾。

訳注 4) ザミンダール (zemindar) は、もともとムガル帝国の地税徴収者であったが、ここでは、イギリス政府へ地税を納入するベンガルの大領主的階級を指す。また1793年のベンガルの永代ザミンダーリ制は、地税額を各領地に対して永久に固定した。そしてその施行は、イギリス的観念から生まれた、近代地主の創設になったと考えられる。

このあたりのインドの歴史に関しては、山本達郎編『インド史』山川出版社、1960年、150-251ページ。高畠稔「インドにおける植民地支配体制の成立」『世界歴史』(21)岩波書店、1971年、138-176ページを参照。

訳注 5) ライアット (ryot) は、インドの小作農、耕作農民を指す。

訳注 6) J. Shore, 1751-1834. ベンガル総督。在任期間は,1793年-1798年。彼は,イギリス議会と東インド会社の指示に対して従順であり,野心のない,公正な政策を採ろうとした。

ジェームズ・ミルの『英領インド史』での,この法案に対してなされた 痛烈な批判は良く知られている。「インドには世界史上比類のない機会が あった。君主に次いで,直接耕作者達には土地に対して最大の利益の分け 前があった。ザミンダールの(所謂)諸権利に対して,完全な補償が容易に なされたかもしれなかった。この国の改良のために君主の財産所有諸権利 を犠牲にするという,寛大な決定がなされた。所有がもたらす諸改良への 動機は,そしてその力はかなり正当に評価されたのだが,あらゆる国において農業の主な諸改良を行うに違いない人々,即ち土地の直接耕作者達に のみ,与えられたかもしれなかった。そして,あらゆる国の改良のために かつて採られた最も高貴なものの中に位置づけられる価値のあるこの施策 は,インドの民衆が長い間我慢したあの誤った統治のもたらした困窮に対して,インドの民衆を補償するのに役立ったかもしれなかった。だが,立 法者達はイギリスの貴族達であった。貴族的偏見が支配していたのである」。

J.S.ミルは、父のベンガル固定化方式に関する見解を無条件に採り入れた。『経済学原理』の中で、彼は父の見解に賛成してそれを引用し、この施策は完全な失敗であったと特徴づけた。この施策の推進者達は、「自分がベンガル諸州全体にイギリス的な地主達を創設したと自負した。だがこのことは彼らがアイルランド風の地主達を創設したにすぎない、ということにしかならなかった」。、とミルは主張した。10年後、彼の東インド会社支配を古典派的に擁護する『最近30年間のインド統治における諸改良に関する覚え書き』の中で、ミルは同じ主張を一層強くした。「公平にみればその後のインド政府は、インドの最も肥沃で価値のある地域において、以前

の政府から農業制度を引き継いだのである。この農業制度は,大地主とコッター小作農達から構成されていて,ヨーロッパとアジアの間の相違に見られるものと似ており,マンスターとコンノートとの状況の相違に類似していた。更にこの政府は,過去60年間,本国政府が同時期に,アイルランドにおける類似した制度の諸悪弊を矯正した以上には,インドにおけるこの制度の諸悪弊を矯正する力を持たなかったのである」で。ミル父子がベンガルの永代固定化方式を激しく非難したことは,たとえ人が古典派政治経済学の慣習的な見解と,それに関連するレッセ・フェール(laissez-faire)との関連を当然のこととして受け入れたにしても,幾分驚くべきものと思われる。これらに基づいて,古典派経済学者が,改良地主層創設を奨励し,彼らにその土地財産の賃貸によって利益を得ようとする強い動機を与えるようなこの諸施策を支持することを,人は期待するであろう。そして多くの19世紀の経済学者達は、まさにこの態度を採ったのである。

小土地所有者達及びこれらの人々と国家との直接的諸関係についてのミルの支持は、ミル父子がリカードウの地代論を根本的に異なって解釈し、従ってここで「ウイッグ的見解」と呼んできたものから基本的に逸れていると理解した時にのみ、理解しうるのである®。リカードウの理論が、土地所有制度とその収入への課税に関して非常に急進的な諸原理を導き得ることは良く知られた真理であるが、たいていの人々は、そうした諸原理をヘンリー・ジョージと結び付け、功利主義者達自身とは結び付けない。ベンサムが「安全」と現存の財産関係に干渉することの危険性を大いに力説したことは、J.S.ミルの地価増加分への課税に関する提案よりも一層極端なものをイギリスの状況の中では現われないようにした。だが、状況はインドに関しては全く異なっており、アイルランドに関しては幾分か異なっていた。

ストークスが示したように⁹,純粋な剰余としての地代,従って国家歳 入の特に望ましい源泉としての地代に関するリカードウの見解を信頼して いたので、ミル父子は、インドにおける国家と耕作者との仲介者たるあらゆる階層の土地保有者達または準保有者達の創設を回避したかったのである。このゆえに、彼らをして再び幾分予期に反して、インド行政官達の旧派の人々、特にトマス・マンロー^{深建7)}の味方をする方向へと導いた。彼は、19世紀初期にマドラスで地税固定化方式のライアット制を発展させたのであった¹⁰⁾。この制度は、直接に個々の耕作者達に様々な条件で、地税を個別に設定する方式を採っていた。

訳注 7) T. Munro, 1761-1827. マドラス知事。在任期間は, 1820年-1824年。

マンローの独創的なライアットワーリ制 (ryotwari) 訳性 は、耕作者達の伝 統的権利を明示し登録する試みであったが,1822年の第7条例凞端 には. リカードウの原理の影響は、地税要求のための規準として「純生産物」を 規定することに明らかに示されていた。この条例は現存の所有権の包括的 調査を規定したが,ザミンダーリ制 (zemindari)^{評注10} によって生じた諸問題 の繰り返しを回避する試みにおいて、それはいかなる特定階級に対しても 所有権を定着させなかった。それに続く数年間、インドの行政府は耕作者 達との直接取り引きを良しとする人々や、「上位の保有権」を進んで維持 しようとした人々とを含んでいたが、当時の経験豊富なインド政庁の役人 ジョージ・キャンベル ミセギ!!) の判断を問題にする理由はほとんどないように 思われる。彼は後に次のように詳説した。「貴族の諸要求を支持した官僚 達と、植民のやり方に非常に憤る多くの民衆の見解を取り入れた人々との 闘争は,どちらも完全に支配的にはならなかった。だが,貴族的諸要求を 冷たい目で見た一派が,結局他派より多く当局の支持を得たことは,否定 されない」い。この事態の継続についてのそれ以上の証拠は、1856年のア ウド併合史に示されている。この華やかではあるけれども統治のまずい王 国においては、多くの権力がタルクダール (talukdars) 訳印 として知られた 地方土候達(族長)によって行使されてきた。彼らの土地保有諸問題にお

ける地位は、ベンガルにおけるザミンダールの地位に非常に類似していた。 イギリス植民地官僚達に与えられた最初の命令は、村落共同体を扱うこと であり、またタルクダール達に彼らの上位の保有権を証明する責任を負わ せることであったことは意義深いことである。

- 訳注 8) 南インドにはザミンダールに相当する階級が存在しておらず,この制度が採用された。その要点は,①徴税がインド政庁と土地所有耕作農民 (ライアット)との直接交渉であったこと,②地税額が永代固定ではなく一定期間毎に改訂されること,の二点に要約される。
- 訳注 9) この条例は、リカードウの地代論に基づく地税査定方法を採用したが、 当時のインド農村に馴染まず複雑であったため、査定はなかなか進まな かった。
- 訳注10) ベンガルに存在した封建的領主層(ザミンダール)に対して,イギリス 東インド会社が永久固定の地税額を納入させた制度である。そしてその 代償に私的土地所有権を与えた。
- 訳注11) G. Campbell, 1824-1892, インド行政官庁長官。著述家。彼の政策は,良く管理されている限り, 現地の制度をそのままにしておくというものであった。1857年,彼はインド総督兼副王キャニングによって,本国政府へ反乱の公的見解を記述するように命じられた。また彼は北西諸州の改善を推奨する提案をなしている。
- 訳注12) タルクダール (talukdar) は、アウドに存在した大豪族達のことである。

1822年以後のインドにおいて実施された土地問題の解決策は,確かに欠点や批判を免れなかったけれども,ミルにとっては,この土地問題の解決策は賢明で称賛に値するものであると思われた。それに比べてベンガル制度は遺憾なものであった。彼は1858年に次のように述べている。(1822年以後の土地制度の下で),「農業従事者は,完全に規定され保証された保有の諸利益や諸権利と,全てが改良への自然な誘因を与えるに十分適切な要求額の固定地代とを持つし,また間もなく持つであろう」¹²⁰。これは確かに,同時代のアイルランドの農業従事者達に対して述べられうる以上のことであった。

35年間の変遷は、厳密な契約を結ぶ方式で、アイルランドの土地問題を

解決する諸企画が失敗であったことを明らかにした。およそ1830年頃から,保有地を保障するように借地人達が提案したことは,基本的に上述の引用でインドに対してミルが述べたように,次第にうまく組織された政治的要求へと発展した。1846-7年の冬の間に,ミルは幾つもの提案を公表した。それはインドに対してミル父子が提唱した案よりはるかに穏健な性質のものであったが,それでも彼の思想の急進派的な基礎に基づくものであった。ミルの計画は,国家による荒蕪地の獲得と,コッター達をそこに小作権安定(Fixty of tenure)という条件の下で植民させることを含んでいた。ミルは,荒蕪地以外の土地所有制度への干渉を考えていなかったが,もし彼の計画が実行されるならば,アイルランドの他の土地において資本家的農業が現実的な前提になるであろう,ということを期待していた¹³。

アイルランドへの政策立案に対するミルの影響は、インドの諸問題への彼の影響と比較すると、取るに足らないものであった。そして小作農の諸権利を法令で承認しようとするあらゆる企画は、例えば改良への補償でさえ実現されなかった。だが、大飢饉とその諸結果によってもたらされた機会、つまり貧しい小作農達と悪質な地主達との双方を払拭するという唯一の機会は、正統派的(ミルの)政策を全く成功させなかった。1860年代の後半に、アイルランドの小作権安定への要求が増大し、何人もの人々、その中で特にミルによって積極的に支持された¹⁴。この要求は、1870年のグラッドストーンの土地法^(KE13)によって承認されたのではなく、諸改善と同様に社会的暴動のおかげで小作農達への補償が裁可されたのである。従って小作農の地位が個人的協定や契約に委ねられるよりはむしろ法によって規定され保護されなければならない、という見解は、アイルランドにとって公的政策の一部になった。他方、この同じ時期にインドでは諸事情の流れは、幾分か反対の方向に向かいつつあった。

訳注13) 首相グラッドストーンは、1870年、アイルランド小作権同盟がスローガンとした 3 F運動(Fixty of Tenure, Fair Rent, Free Sale)の原則を承

認する土地法を発布したが,農民は満足せず,各地に騒乱が相次いだ。 このあたりの事情に関し,別枝達夫「アイルランド」,大野真弓編『イギ リス史』,山川出版社,1965年,462-474ページを参照。

セポイの反乱は、インドにおける土地保有権に関し、イギリスの行政官僚達の認識にはっきりとした変化を生みだした。その反乱が最も広まったのは、北西諸州とアウドであり、その原因を、旧貴族層の地位を土地問題の解決策によって揺るがしたイギリス方式に帰する人々が多くいた。民衆が、タルクダールやザミンダール達への古い忠誠心を取り戻したことについて多数の説明がなされた。タルクダール達の全財産の役収というかなり徹底的な処置によってアウドの土地問題解決策に対してなされたことを無効にし、もしタルクダール達がイギリス国王に対して服従して完全に忠誠を誓うならば、彼らに全財産を返還するという提案をするように総督キャニング^{際性14}に影響を与えたのは、こうした事態への見解であったと思われる。こうして旧貴族層の支持を回復することが期待された。そしてその後彼らの諸要求に賛成した人々は、彼らの財産の再交付がタルクダール達に土地への絶対的統制権を与え、あらゆる付随的諸権利を廃止した、と主張した。

訳注14) C.J. Canning, 1812-1862. 初代インド総督兼副王。在任期間は, 1858年— 1862年。

アウドにおけるタルクダール達とライアット達の相対的諸権利の問題は、ベンガルの耕作者達の身分も調査中であった時に生じた。ライアット達の地位は、永代固定化の下で非常に曖昧にされたままであったのだが、1859年の有名な第10条例 によって規定される試みがなされた。その主要条項は、「公正地代」での継続借地権を、12年間以上保有していた全てのライアットと、成文借地権という条件で既に保有していた人々とに授けるものであった。公正地代を構成したものは何かという問題が法廷で決定されるようになった時、裁判長バーンズ・ピーコック (産性) は、公正地代が自由競争で獲得される最も高い代とみなされなければならないと決定した。

これは、ライアットの習慣的地位を保護することを目的としていたこの法律の効果を無効にしたかもしれなかったが、その問題が高等法院に差し戻された時、ピーコックの決定は破棄された¹⁵。

- 訳注15) この法律は、インド最初の小作保護法としてのベンガル借地法である。本文で触れてあるように、12年間継続して同一の土地を耕作する者に、小作料を納める限り、その土地を永久に保有する相続可能な占有権を与えた。だがこの借地法は、小作料引き上げを抑制しようとしながら、逆に新興地主層に、小作料引き上げの根拠を提供した。この点に関して、多田博一「十九世紀インド農村社会の変容」『世界歴史』(21) 岩波書店、1971年、193ページを参照。
- 訳注16) B. Peacock, 1810-1890. 裁判官。彼はアウドの諸事情に関する重要な草稿を書き、その中で完全な併合を支持した。

かくして、ベンガルにおける耕作者達の諸権利は保護されたが、続く10年間に、広く、土地保有のライアットワーリ制を支持した人々と土地保有のザミンダーリ制を支持した人々との間の闘争が、インドの他の諸地方、特にアウドと、更にパンジャブでさえも勃発した。1860年代に新しい制度がこれらの諸州でなされた時、植民弁務官達はライアットの諸要求に対して否定的であったが、それぞれの場合において総督ジョン・ローレンス原性がは、長い経験によって耕作者達への土地制度に慣れていたので、彼らの諸利益¹⁶⁾を保護するために介入し、1868年にはパンジャブ小作農の擁護に関してミルとヘンリー・メイン^{原性18)}の支持を得た¹⁷⁾。

- 訳注17) J. Lawrence, 1811-1879. インド総督兼副王。在任期間は, 1864-1869年。 彼はベンガル借地法をアウドとパンジャブに適用し, ミルに評価された。 この点に関し, 熊谷次郎「J.S.ミルのインド・アイルランド論――その文明観・後進国観との関連で――」桃山学院大学『経済経営論集』, 第 23巻 3 号、1982年を参照。
- 訳注18) H. Maine, 1822-1888. 法学者。彼は, ローレンスの在任期間中, ローレンスのために働いた。

この頃までには、インド総督兼副王としてジョン・ローレンスの後任と

なるメイヨー^{評注19} の任命が公表されていた。彼はアイルランド大臣として、その国のあらゆる現実的な保有保証を授けようとする立法を常に差し止めたトーリーの地主だったので、メイヨーの任命は、確かにインドの「貴族派」の諸権利を促進させるためにうまく目論まれていたように思われた。ミルはその結果何が起こるだろうか「考えると不安であった」¹⁸⁾ が、実際はメイヨーの任期中に耕作者達の地位を大きく弱めるようなことはなかった¹⁹⁾。キャンベルが的確に指摘したように、メイヨーがトーリーになったのは、彼の出自と環境によるものであった。だがアイルランド以外では、彼は自分の生来の好みである急進主義に従うことができた。つまり「インドで彼が本当に有力者であったのは、民衆への心からの同情があった」²⁰⁾ からである。

訳注19) R. Mayo, 1822-1872. インド総督兼副王。在任期間は, 1869年-1872年。 彼はアイルランドの貴族であった。

それにもかかわらず、1857年から1873年の間にインドでは、ミルが述べたように「現在のイングランド型の地主主義への反動があった。それはまさにイングランドで世論が、ゆっくりではあるが逆の方へ転換し始めている時」²¹⁾ であったことは疑いえない。このように、土地保有諸問題において、この期間にわたってインドとアイルランドとの諸発達は、反対の方向へと向かった。アイルランドにおける政策は小作農の一層大きな承認と保護の方向へ向い、一方インドでは、小作農の地位を登録して保護する試みが、上位の土地保有者達の諸権利や諸利益に一層都合の良い政策に取って代わられた。だが、両国における諸傾向を同次元で、方向の反対のものとして表現すること、即ち、一方では契約から地位へ、そして他方では地位から契約への動向と表現することは誤りであろう。どちらの場合も、それ程完全でも一般的でもなかった。そしてたとえこの期間の終わりに、アイルランドの小作農の地位が高められていたとしてもたいして高められてい

た訳ではなく、インドの小作農の地位が低められていたとしてもたいして低められていた訳でもなかった、と述べることは正当であろう。法律ではインドのライアットは、一般にアイルランドの小作農よりもはるかに大きな保証を享受していた。貴族の要求が最も良く受け入れられていたアウドにおいてさえ、タルクダール達は、アルスター以外のアイルランドの地主達が絶対に譲歩したくなかったような小作農達への諸特権を約束し、一方ベンガルではザミンダール達への永代固定化の傾向は、広く1859年の第10条例によって保証された。1869年にグラッドストーンでさえアイルランドの地代を法的に制限する可能性を考えることができなかった、という事実を思い起こすならば、1859年にインドで「公正な」限度内に地代を明確に制限する程の法律を持つことが可能であったという事実は、重要な意味を持つ²²。

これらの比較対照は、ミルの同時代人達に見失われていなかった。そしてアイルランド小作農の主張を支持した人々は、自分達の諸要求を強調する際、そうしたインドとの比較をしばしば利用した。これは特に1860年代に顕著である。その時期はまさにインドの当局が、ライアットに関する限り諸問題は後退しつつある、と感じた時期であった。それで1866年、ジョン・ストレイチー(料理20)がアウドのタルクダールから条件付きの譲歩を引き出したと報告された時、アイルランドの南部で成功した数少ない産業資本家の一人で、小作権の強い信奉者であったウィリアム・マルコムソンは、すぐにアイルランド大臣²³⁾に次のように手紙を書いた。「このインド政府にとって公正で正当と思われる事柄は、我々が、この国の現政府の立法府を代表している貴官に、次の議会の会期で提起し、遂行するよう要請しようとする事柄です」²⁴⁾。アイルランド人はしばしば土地法がインドで容易に遂行されるのを羨ましく思ったのだが、アイルランドにおいては、扇動の数年間は、同様の諸改善をもたらさなかった。アイザック・バット(料理21)は、その理由を明瞭に理解した。「そしてこれはアイルランドの場合には

なされていない。それはただ,我々がイングランドとの同一性という幻想を持っているためである。土地所有者は『地主』(landlord)であり,『ザミンダール』(zemindar)ではない。借地人は『小作農』(tenant)であり,『ライアット』(ryot)ではない。私は良心に誓って次のように信じる。もし我々がこの関係を表現するのにアイルランド語の,あるいはゲール語の名詞を使うならば,つまりもし所有者を『corbe』『『注章』とし,借地人を『kerne』『『注章』とするならば,イギリス議会は一会期たりとも誤解の継続を容認しないであろう。我々にとって不幸なことは,それらの用語がイギリスの言語で描き出している諸事物と何ら類似するところのない諸関係に,イギリスの慣用句が用いられていることである」²⁵⁰。

- 訳注20) J. Strachey, 1823-1907. 英領インド行政官。1866年, 彼はタルクダール 達, 即ち地主達に歩み寄りに応じるよう説得することに成功した。だが 彼の見解は, 小作農階級により大きな権利を容認することであった。
- 訳注21) I. Butt, 1813-1879. アイルランドの政治家。彼はアイルランド自治 (Home Rule) という用語の考案者であった。
- 訳注22) Corbe (=Coarb) という単語は、現代の辞典には掲載されていない。古アイルランド語であり、800年代の文書に使用されているらしい。正確には分からないが、恐らく(土地の)遺産継承者を意味すると思われる。例えば、Patrick's Coarb と言う場合、アーマーの Coarb、即ちアーマーの「税」の徴収者、あるいは徴収権という意味で用いられたということである。
- 訳注23) Kerne (Kern) という単語は、ゲール語辞典には、Ceithearn と掲載されている。英語の mercenary (傭兵) の意味もあるが、ここでは peasant (小作農) という意味に用いられていると考えてよい。

バットのここでの議論は、ミルの諸見解を強めるものであった。インドの行政官達は、(彼ら自身の利益は別として)地主達によって今もなお支配されていた議会により任命されていたイギリスの大臣達よりも、インドの地主達と小作農達との諸問題を公平に調節する用意ができており、アイルランドにも同様のことを行う意志も能力もあったであろう、ということは疑

う余地はない。ミルの時代には、インドのライアットは、確かにアイルラ ンドの小作農が受けていたより多くの配慮をインド政庁から受けていた。 だがそうではあっても、ミルが信じていたようにはならなかったのである。 つまりインドは、「インドの必要に従って統治されていたのであって、イ ギリスの習慣や概念によって統治されていたのではなかった」、というこ とである。この議論の根拠になるのは、インドでこの時期に適用された所 有権の理論が、アイルランドで適用された理論より寛大で民主的ではあっ たが、それでもなお多くの場合、インドの思想と環境にとって相容れない ものであった,ということである。「インド中の土地は,一般に私有財産で ある |26, とミルは躊躇なく述べた。そして私有財産が存在しないところで は、植民地官僚がそれを創設した。だがこのように土地を私有財産にする ことは、その財産がたとえザミンダールであろうとライアットであろうと 彼らに授与されたとしても、これらの人々にとって決して純粋な天恵では なかった。耕作者達が慣習的地代で地主達の下に保有していた多くの地方 で、植民がなされたのは、人口が少なく、小作農達を見つけて抱えられれ ば地主達が喜んでいた時期であった。後に人口増加が始まった時、土地を 求める競争が慣習を払拭し、ライアットは、以前のアイルランドのコッ ター達のように、法外な地代や追い立てを蒙ることになった。 ちょうどア イルランドと同じように、公正地代での小作権を安定させるために、1873 年以前に通過した法律を強化することが必要となった270。

国家が土地財産をライアットに保証していたところでさえも、常に彼の運命を改善させたわけではなかった。というのは、ひとたびその土地が価値のあるものとなったならば、そこは抵当に入れられ、大抵のライアットは遅かれ早かれ高利貸しに負債を負うことになったからである。ここにおいて西欧的経済思想の導入が明らかに有害となった。ベンサムや彼の信奉者達にとって、小作権売買の自由や土地移転や高利貸し法廃止、負債返却を容易にする民法といったような彼らにとって好ましい進歩と思われた諸

法案は、インドに適用された時、それらが相俟ってしばしば小耕作者を保護するのではなく、破滅させる方向に作用した²⁸⁾。他方、これはインドの経験が、常にアイルランドにとって良い先例になったのではないという事実を示している。というのは後の時期に、アイルランドの小作農達が土地購入法を通して課税される保有財産を獲得した時、地方の特殊な負債問題は何ら生じなかったからであった。土地購入の初期の数年間に、アイルランドでは貸し出しの増加があったが、一般に「新規小作購入者達は、彼らの保有地を担保にして借金することに極端な慎重さを示したように思われる」²⁸⁾。

原注)

- 1) その理解のために, E. Hooker, Re-adjustments of Agricultural Tenure in Ireland, Chapel Hill, 1938.; B. H. Baden-Powell, Land System of British India, 3 vols. Oxford, 1892.; E. Stokes, The English Utilitarians and India, Oxford, 1959. ch. II, 'Political Economy and the Land Revenue', を参照。
- 2) Stokes, op. cit. p. 82.
- 3) 23 & 24 Vict. C. 154.
- 4) G.W. Forrest, Selections from the State Papers of the Governors-General of India: Lord Cornwallis, Oxford, 1926. II, pp. 72-126. を参照。
- James Mill, History of British India, ed. H. H. Wilson, 1848. V, pp. 491-2.
 - 訳注;この部分は, J.S.ミルの『経済学原理』第2編に取り上げられている。末永茂喜訳『経済学原理』(2)岩波文庫, 1960年, 244-5ページ。ただし翻訳に関しては若干変更してある。
- 6) Mill, Principles of Political Economy, 1848. bk II, ch. IX, § 4. (邦訳『原理』(2), 245ページ)
- 7) P. 5; Parl. Papers, 1857-8 (75), xliii.訳注;この部分は、トロント大学から出版されているミル著作集第30巻 (1990年) に所収されている。
- 8) これは、ストークス(前掲)によって十分明確に示されている。
- 9) Ibid. p. 91.

- 10) マンローと彼の同僚達の思想と政策の理解のために, T.H. Beaglehole, Thomas Munro and the Development of Administrative Policy in Madras, 1792-1818, Cambridge, 1966. を参照。
- 11) G. Campbell, 'The Tenure of Land in India', in Cobden Club, System of Land Tenure, 1970. p. 184. キャンベルの論及は,第一に北西諸州植民地への言及であった。
- 12) Mill, Memorandum on the Improvements in the Administration of India during the Last Thirty Years, 1858. p. 7.
- 13) Mill, *Principles of Political Economy*, Ist edn, 1848. I, pp. 381-400. (邦 訳『原理』1, 327-362ページ。)
- 14) 特に、ミルの「イングランドとアイルランド」(上述の引用)。アイルランドの土地に関する思想と政策の相互の影響の十分な理解のために、ブラック、前掲、51-71ページを参照。
- Metcalf, op. cit. p. 184; Bosworth Smith, Life of Lord Lawrence, 1883.
 II, pp. 549-51.
- 16) Ibid. II. pp. 556-8.
- 17) ミルからヘンリー・メインへの手紙。1869年1月1日。 H. S. R. Elliot, Letters of John Stuart Mill, 1910. II, pp. 169-72.
- 18) ミルからチャールズ・ディルクへの手紙。1869年2月9日。ibid. p. 188.
- 19) 土地立法の唯一重要な一節は、メイヨーの副王期間に、インドで通過した。 即ち1871年のパンジャブ地税法 XXXIII であり、それは強化法の性質を持ち、1868年の立法を衰えさせるものではなかった。—Fitzjames Stephen、 'Legislation under Lord Mayo', Hunter, op. cit. II, p. 211.
- 20) G. Campbell, *Memoirs of my Indian Career*, 1893. II, p. 205., Metcalf, op. cit. p. 201. を参照。
- 21) ミルからヘンリー・メインへの手紙。1869年1月1日。Elliot, op. cit. II, p. 169.
- 22) J. Morley, Life of Gladstone, 1903. II. を参照。
- 23) 同所共在により、これはナースであり、後にメイヨーとしてインド総督になった。
- 24) マルコムサンからナースへの手紙。1866年10月9日。(Mayo Papers, National Library of Ireland)
- 25) I. Butt, The Irish People and the Irish Land, 1867. pp. 267-8. この時代 におけるアイルランドとインドとの土地問題比較のために, The Irish Land Question, by Indo-Hibernicus, 1868. Ireland and Western India:

a Parallel, The Time of India, 1868年1月からの再刷,を参照。(これら両者は、ボンベイの30年の植民制度を、アイルランドに適用することを支持している);トマス・ヒューズ下院議員の、ランベスのために、自分の選挙区への演説(1868年1月);Spectator、1862年2月22日、(これらの後者は「ベンガルと同様に」アイルランドにおける永久植民を支持している。明らかに、ベンガル植民が固定地代と保有を与えたという信念に基づいている。)

- 26) Mill, East India: Tenure of Land, P. P. 1857. (112-Sess. 2), xxix.
- 27) T. Morison, The Economic Transition in India, 1911. pp. 56-69. を参照。
- 28) E. J. Thompson and G. T. Garatt, Rise and Fulfilment of British Rule in India, 1934. pp. 428-9. を参照。
- 29) Report of the Departmental Committee on Agricultural Credit in Ireland, p. 57. P. P. 1914. (Cmd. 7375), xiii, 57; この報告のⅢ部, passim を参照。

III.

19世紀のアイルランドとインドとでの経験は、安定的で容認しうる土地保有制度が、経済発展の必要条件であることを示したが、それが十分な条件ではないことも同様に明らかである。地主制度の諸問題が、ともかくアイルランドでは人々の注意をひき、その結果土地でなされるかもしれなかった農業の改善が全く考察の外に置かれてしまったように思われた。だが双方において、農業の状態は、その改善の諸政策の必要を緊急にかつ明白なものとする程のものであった。

アイルランドとインドとの双方で行われている農業の発達が遅れている一つの原因は、資本投資の不足であった。そしてこれに取り組む明らかな手段は、政府による有利な条件での所有者達や耕作者達への貸し付けであった。アイルランドの所有者達にそのような援助を与える法令は、1847年に成立した。つまりその法令が、彼らに有利な条件で、栅や排水施設といった諸目的のための借入をさせたのである。この計画はすぐに成功した。そしてこれに続く諸法令は、利用できる基金を増加させたばかりでなく、

借入の目的を様々な種類の農業建築物の建設といったところまで拡張させた¹⁾。これらの土地改良諸法令は、19世紀にアイルランドへ適用された最も成功した経済諸方策のうちの一つであった。メイヨーは自分の経験から、これらの価値を高く評価した。そして彼がインド総督に任命された時、彼の最初の考えのうちの一つは、インドへ同様の制度を導入することであった²⁾。

事実メイヨーがその後発見したように、まさに同様の制度が1793年のベンガルの固定化方式以来、ほとんどのインドにおいて行われていた。政府は、土地制度の性質に従って、ターカヴィ(takavi)^{F(社2)} として知られていた前貸しを、ザミンダール達やライアット達へ行った。これらの前貸しは、アイルランドの諸法令が目指していたような実質的改善のためになされたばかりでなく、種子や家畜の購入のような少額の必要物に対してもなされた。数年にわたる不作や飢饉の後には、地税請求額を一部割愛することや、ターカヴィの前貸しをすることによって耕作者達を援助することは、政府にとって普通の慣習になった。メイヨーは「この原理が、従来それに与えられてきたものよりも、一層広範囲の発達になるだろう、ということに満足」。を感じていた。しかしこれは、実際には彼が死んで10年後の、1883年の土地改良融資法と1884年の農業者融資法(F(社25)) によるまで達成されなかった。。

- 訳注24) Takavi (=Tugavee) は、耕作促進のために、政府が農民に貸与する前貸金のことである。この点に関し、深沢宏『インド社会経済史研究』東洋経済新報社、1972年、498-511ページを参照。
- 訳注25) 小作農民の生産諸条件の悪化,高利貸による隷属化によって農業生産の 衰退が危惧されるようになって,1880年代には一連の農業立法がなされ た。ここにその二つの例が挙げられている。これらはいずれも小作農民 の保護立法であった。

耕作の諸改良は、アイルランドとインド双方の経済にとって確かに基本 的に重要なものであったが、発展はこの手段のみによって生じたのではな

かった。ここで検討されている時代の初めの頃には、両国は、有機的な交 換経済に必要な施設,即ち,道路,橋,運河,その他同様の公共諸事業を 多く欠いていた。ミル自身、遅れた国々では、これらの公共諸事業が私的 企業によって実行されることは期待されない、と指摘した。「世界の数多 くの地方において、その国民は、巨額の資金と共同行為を必要とするもの は,何も自らなす能力を持っていない。このような事柄は,国家によって なされない限り、なされずにそのままにされている。このような場合にお いて、政府が、その国民の最大の幸福を意図している、その誠実さを最も 確かに示す方法は,民衆が無力であるために政府の任務となった事柄を, 民衆の無力さを増大させ、永続させるのに役立つような方法ではなく、そ の無力さを正すのに役立つような方法においてなすことである」。この文 章は,ミルの時代の「低開発の」国々における公共事業活動の基調に触れ ている、と言えるかもしれない。これを記述した時、彼は確かにインドの ことを思い描いていた。そして彼は,これをアイルランドにもあてはめよ うとすればできたかもしれない。しかし,もしそうしたとすれば恐らく彼 とその同時代人達は、「民衆の無力さ」が、アイルランドではインドと同じ 程ひどくはなく,そう認められもしない,という主旨のことを補足したで あろう。

国家の固有の諸機能に関するこの見解と期を一にして、19世紀半ばのインドとアイルランドとの政府は、双方とも公共事業局を発展させた。そしてそれらは、かなり重要なものになった。だがどちらの場合にも、それらは経済理論のみが提示したような、まさにその理由に基づいて設立されたのではなかった。アイルランドにおいて、事業局は1831年に設立された。その目的は部分的には、以前には疑わしい有効性を持つ多数の主体の責任であった事業を統合するためであり、しかしながら部分的には、救貧法設立への要求を先取りすることを期待したものでもあった。アイルランド交通局の理事達のような団体の機能を引き受けることに加えて、事業局は、

公共事業のための融資や補助金を交付するのに,55万ポンドの新たな基金を管理した。1842年以降,事業局は排水事業や漁業も管理した⁶。

1850年までにインドの公共事業は、文民当局や軍当局等、様々な役所の 責任であった。そしてインドの行政は,その問題に関する消極的態度のた めに、しばしば批判された。インド中央政府の公共事業局と、それぞれの 管区の独立した公共事業局の成立を含む新しい制度 は. 1854年 の ダ ル フージ(派性26) の改革の際に導入された7。この制度への促進的圧力が,その後 のインド監督局総裁チャールズ・ウッド(派性27) からかけられたということ は,驚くべきもののように思われるかもしれなかった。というのは.大蔵 大臣としての期間中,ウッドは,アイルランドの救済問題と公共事業にお いて、臆病でけちな人間として振る舞っていたからであったり。ウッドは、 レッセ・フェールの問題に関して何ら心理的変化を経験していなかった。 彼は,単にインドが木綿工業家達にとっての市場として,かつ原料供給源 として改善されることを見たがっていた,ジョン・ブライト ホヤセ28) と、マン チェスターの人々からの強い促進的圧力の下にあったにすぎない。マン チェスターの商人達は、東インド会社経営に対するミルの満足に同調した かった。そして彼らは、綿花生産におけるインドの後進性が「全体にイン ド政府の失敗、つまり地税の失敗にあり、これは財産の安全を破壊し、耕 作を妨害したのであって,それによって不可欠な公共事業をほとんど信じ られない程無視したことによる」。,と断言した。1854年以降,インドの公 共事業活動がかなり増大したのは,この圧力の結果であった¹⁰。

- 訳注26) R. Dalhousie, 1812-1860. インド総督。在任期間は,1848年-1856年。彼は,諸般の社会施設改善に努めた。例えば,1853年のインドの鉄道に関する文書は彼の最も重要な文書であろう。それには,インド中に即座で広範な鉄道導入の必要性が,商業的,政治的,軍事的理由から要求される。と積極的に記述されている。
- 訳注27) C. Wood, 1800-1885. インド監督局総裁。在任期間は, 1852年-1858年。 その後1858年に,「インド統治改善法」によって東インド会社の終焉が

規定され、インド担当国務大臣が設けられ、監督局の全権限もそれに引き継がれた。そして彼は、そのインド担当国務大臣に任命された。在任期間は、1859年-1866年。

訳注28) J. Bright, 1811-1889. 政治家。1838年,自由貿易論者達は「反穀物法同盟」を組織し、彼はその中心人物となって自由貿易主義の世論を喚起した。マンチェスター選出下院議員(1847-1857年)。

インドとアイルランドで特に経済発展に貢献し得た活動を行った,と当時の関係当局が信じていた,主要な部門が二つあった。これらは,鉄道敷設と土壌の改良であった。土壌の改良は,インドにおいては一般に灌漑を,アイルランドにおいては排水を意味した。鉄道は,それらの敷設期間中に多くの雇用をもたらし,新しい市場を開設し,原料の費用を引き下げ,そして特にインドにおいて,地方の飢饉の危険性を減少させたので,特に価値があったように思われた。双方の国における鉄道の有用性は,めったに疑問視されなかったが,他方,敷設,財政,運営の適切な形態に関して多くの論争があった。

最初,アイルランドでの鉄道敷設に対する政府の態度は,完全にレッセ・フェールの態度であった。だが,1836年にわずか6マイルの鉄道が,民間企業によって敷設された時,メルバーン評性200 政府は「アイルランドにおける最も有利な鉄道路線を調査し,報告するため」の委員会を設立した。この委員会は,精力的なアイルランド次官,トーマス・ドラモンド評性300 が議長になり,統一的鉄道網を敷設する用意のできた一団の資本家達が見いだされない限り,この仕事は国家によって引き受けられるべきである,ということを勧告した110。この提案は,決して実行されなかった。そして議会によって任命された委員達の下で,4パーセントの利子を保証して集められた民間資本の援助によって路線を敷設するという後の計画は,1841年にウィッグ内閣の失脚のために,失敗した。次のトーリー政府は,問題を民間企業に委ねたが,進行はゆっくりとしたものであった。1845年には,まだ僅か70マイルの鉄道が開通したにすぎなかった。そして,大飢饉に,

イングランドの鉄道狂時代の終焉とが重なって,更に困難が生じた。多数の会社は,大蔵省から援助を得ようとし,獲得した。そしてその後の数年間,敷設と経営は,民間の手に残されたままであった一方,国家からの財政援助は,アイルランドの鉄道のため継続して必要であった。1865年までに,アイルランドの鉄道への政府の前貸しの総額は,236万4千ポンドに達した。そして運賃は高かったが,会社の得る利潤は低かった。それは,部分的には交通量の少ないためであったが,しかしまた,多数の別々の会社が存在したため,高い費用と非能率的経営が行われたためでもあった122。

訳注29) W. Melbourne, 1779-1848. 政治家。ウイッグ党員として下院に入り、後 に首相となった。在任期間は、1835年-1841年。

訳注30) T. Drummond, 1797-1840. 技師, 行政官。彼は, 1836年に鉄道委員会議長に任命され, ダブリンからコークへの幹線敷設の提案を出した。だが不幸にも, 政治的, 個人的嫉妬によってその計画は実現されなかった。

一見すると、東インド会社が、19世紀のインドの鉄道敷設と運営を引き受けるはずであったことは、イギリス政府が、19世紀のアイルランドでそうすることよりも、はるかにあり得そうに思われるかもしれない。並外れた「民衆の無力さ」は別としても、インド鉄道の政治的、軍事的重要性は、明らかに大きかった。しかるに、一般に(間違って)鉄道は、貨物輸送に比較してほとんど旅客を引き付けない、ということが普通だと考えられていた。こうしたことにもかかわらず、最初からロンドンの取締役会とインド自身の役人達は鉄道が「民間企業と資本により」敷設され運営されることに一般的に賛成していた。これはイギリスの商業界や金融界の見解に同意していたからであり、既に示されたように、イギリスの商業界や金融界では、インド行政は、公共事業に関する実績のために、評価が低かった。だがイギリスの投資家達は、何らかの政府の支援がなければ、彼らの資本を自ら進んで危険に晒すことはしない、という訳ではなかった。従って、最初のインドの幹線は、政府の保証する4.5か5パーセントの利子で、民

間企業によって敷設された13)。

この混成制度は、ダニエル・トーナー教授が適切に「政府負担での民間 企業」4 と呼んだのだが、インド政府にとって高くつくことになり、ウッ ドは、インド省での彼の任期中に、断固として最初に認めた保証以上には それらを増加することを拒否した15。1860年代における経験は、保証なし に民間資本は用意されない、ということを示した。ウッドは、国家によっ て引き受けられた路線を調査しようとしなかったが,1870年になってこの **処置が採られた。メイヨーは、アイルランド地主で、この時期のインド総** 督であったが,国有鉄道と狭軌線路との両方の信奉者であった。そして狭 動線路は、最も安く敷設され得ると彼は考えていた。従って、1870年以後 インドで敷設された鉄道のほとんどは,狭軌鉄道であったが,アイルラン ドではしばらくの間、貢献した。しかし狭軌線路は、はるかに長い距離を 持つインドの需要にはそれ程適していないことが証明され、そして軌間の 大小混合は、経済的に高くつくものになった。 国有鉄道はこのようにし て、民間所有路線よりも、インドの輸送問題に対しては、何ら明確な解決 策をもたらさなかった。そして1880年に、保証によって援助された民間会 社による敷設政策が復活された16。

アイルランドの土地排水とインドの灌漑の双方とも、かなりの経済的改善を約束するものであったが、それは、土地保有者達の間での相互協力か国家による方策かのどちらかがなければ実現され得ない期待であった。そうした地域的共同行動不足のために、ここで考察されているこの時期の初頭には、両国ではほとんど何もなされなかった。東インド会社は、灌漑への資金をほとんど據出しなかったが、再びダルフージの時代が変化をもたらした。灌漑は、他の公共事業と共に進展し、有名なガンジス運河は、1854年に開通した。本国での木綿の利害関係者達は、灌漑と内陸航行がインドばかりでなく、ランカシャーにももたらすだろう諸利益を意識せずにはいなかった。そしてインド行政においては、アーサー・コットン際は310の

ような灌漑への熱狂者達がいたい。

訳注31) A. Cotton, 1803-1899. 彼は, 将官であり, 灌漑技師であった。

そうした熱狂者達は,積極的に次のように指摘した。即ち,鉄道が市場 を開拓し、恐らく飢饉の時期に食糧を輸送できるだろうし、生産高の現実 的かつ継続的増加を約束できるのは灌漑のみであると。彼らにとって、灌 漑が鉄道に比べるとほとんど注意を払われていないということは.困惑と 失望の源泉であった。事実、その理由は、主として財政的なものであった。 セポイの反乱の時までと,その後のインド政府は、公共事業に対して融資 を増加させなかったし、ダルフージの時代に承認された多くの計画は、資 金がないために停止されなければならなかった。1860年には、政府は、民 間灌漑計画のために調達される資本に,保証制度を適用させようとする圧 力に屈した。それは不承不承のものであった。というのは、国家がインド の最終的な土地所有者であり、そして灌漑は、地税に影響を与えたからで あった。いずれにせよその計画は、財政的成功にはならなかった。即ち、 政府は、第一のかつ最大の会社であるマドラス灌漑会社を、その創立以来 18年の間,120万ポンド程度まで助成しなければならなかったのである。。 この時期に、民間利潤についての厳格な諸規準によって、社会投資諸計画 を根本的に審査する傾向があった。そのために諸計画が不十分だ、とされ た。灌漑事業が大規模に発展したのは、ジョン・ローレンスがインド政府 に融資増加の許可を要求し、獲得した時であった。ローレンスは、有名な 工兵将校であるリチャード・ストレイチー^{駅性32)} を灌漑総監督に任命した。 彼の影響の下で,その後の数年間に,公共灌漑事業は急速に進んだ。数人 の権威者達が、インドの経済と国家財政に過度の負担をかけないようにそ の計画は速度を緩めてなされるべきだ、と主張し始める程の活力でなされ たのである19)。

訳注32) R. Strachey, 1817-1908. 中将, ベンガルの英国陸軍工兵隊。彼は、1862

アイルランドの排水と土地開墾は,多くの19世紀の著述家達にとって,インドの灌漑においてなされたことと同じ程大きな改良の可能性を提示しているように思われた。ここでも政府事業と民間企業との適切な範囲に関する,同様の議論が起こった。しかしながらアイルランドの経験には,インドの鉄道や灌漑の相対的長所に関する議論と比較できるようなものは何もなかった。インドと同じような争いは,アイルランドの土地排水と鉄道敷設との間には生じなかった。それは主に,異なる財政的事情のためであった。

1823年に、アイルランドの貧民雇用に関する特別委員会は、計画を個別に承認する特別諸立法の必要性が、アイルランドにおける排水工事に大きな障害になっているという事実を指摘し、一般排水法を支持した²⁰。1842年までに、どんな効果的な法令も通過しなかった。そしてその年に、事業局が拡張されて排水委員会を併合した。土地排水を望む誰もが、その委員会に、事業計画の調査を申請することができるようになった。もし影響を受ける土地所有者の三分の二がその計画に同意するならば、その時彼らは、委員達にその計画の遂行を申し出ることができた。完成した時には、委員達は、排水工事遂行のために前貸しされた総額の返済分として、こうして改良された土地に税を課すことができた。

1847年に飢饉救済事業として排水工事を促進するために、この制度がかなり簡略化されるまでは、この制度からほとんど利益は引き出されなかった。その後の数年間に、国家援助による排水工事は急速に進んだが、1853年に実質上停止された。それは、排水計画を遂行するのに事業局が使った費用の本来の予算をはるかに越え、獲得されうる利益と釣り合いを失ったと、多数の土地所有者達が抗議したからであった²¹⁾。

排水工事援助の立法問題は、1862-63年までは再び起こらなかった。こ

の年,長雨が続き,土地改良と困窮救済のための雇用との双方の必要性が 強調された。新たに導入された排水事業新法により,国家は排水工事援助 のための融資提供の準備に取り掛かったが,もはやその事業を遂行する責 任は負わなかった。ミルはこの法律に批判的であった。というのは,前貸 しが耕作者達にではなくて,土地所有者達になされるために,「改良の全 利益が彼らの地代にもたらされるだろう」²²⁾ からであった。しかしながら 全体に,その法案は,その時あの傾向,即ちイギリスの観察者達がしばし ばアイルランドの地主達に見た「全てのことを国家に頼る」傾向に水をさ して,そして全てをすっかり独立独行に起き替えようとするものとして, 歓迎された。

アイルランドを,政府事業への依存から徐々に引き離そうとするこの政策の進展は,明らかにここで取り扱った時期の終わり頃に顕著である。そしてそれは,19世紀の後半期の国家活動分野の縮小に,全体としては,向かわなかったインドの傾向と幾分か対照的である。

原注)

- 1) Report from the Committee appointed by the Tresury to examine the Constitution and Duties of the Board of Works, Ireland, P.P. 1878. (C. 2060), xxiii, pp. xxiv. を参照。
- 2) 1868年10月30日と31日の, この主題に関するアイルランド事業委員会のリチャード・グリフィスとの彼の書簡とを参照。(Mayo Papers, N. L. I.).
- 3) Hunter, op. cit. II, p. 322.
- 4) Baden-Powell, op. cit. I, p. 698; Thompson and Garratt, op. cit. p. 530.
- 5) Mill, Principles of Political Economy, bk, V, ch. XI, § 16. (邦訳『原理』 (5). 353-4ページ。)
- 6) Report ... Constitution and Duties of the Board of Works, Ireland, P. P. 1878 (C. 2060). を参照。
- 7) W. Lee-Warner, Life of the Marquis of Dalhousie, 1904, II, pp. 182-5.
- 8) Black, op. cit. pp. 115, 116, 196-7.
- 9) The times, 1850年11月15日, 28日と, 12月17日。A. Redford, Manchester and Foreign Trade (machester, 1934), I, p. 225. で引用された。

- R. J. Moore, Sir Charles Wood's Indian Policy (Manchester, 1965), 1965. pp. 124-50.
- 11) Second Report from the Railway Commissioners, Ireland, P. P. 1837/8 (145) xxxv, pp. 94-5.
- 12) Report of the Royal Commission on Railways, P. P. 1867 (3844), xxxviii, Sections 50, 79.
- L. H. Jenks, Migration of British Capital to 1875 (new York, 1972),
 p. 213; D. Thorner, Investment in Empire (Philadelphia, 1950), p. 173.
- 14) Ibid. p. 168.
- 15) Moore, op. cit. p. 136.
- J. N. Sahni, Indian Railways: One Hundred Years (new Delhi, 1953), p. 24.
- 17) マドラスの機関長。インドにおける彼の公共事業は,1854年に発表された。 E. Hope, General Sir Arthur Cotton, his Life and Work (1900). を参照。
- Moore, op. cit. pp. 144-5. ; Report ... on East India Public Works, P. P. 1878/9(312), ix.
- 19) W. T. Thornton, Indian Public Works (1875), p. 121.; A. K. Connell, The Economic Revolution of India and the Public Works Policy (1883), p. 12. を参照。
- 20) Report ... Employment of the Poor in Ireland, P. P. 1824 (561), vi, II.
- 21) Report of Select Committee of the House of Lords on Drainage of Lands (Ireland), P. P. 1852/3 (10), xxvi. を参照。
- 22) Mill, England and Ireland, p. 43. インドの多くの場所での鉄道と灌漑が, ザミンダールやタルクダールにのみもたらされた利益への同様の不満のために, Thornton, op. cit. pp. 183-4. を参照。

IV.

ここでなされたアイルランドとインドにおける経済政策の概観は、明らかに不完全なものであるが、それを基礎として、この論文の最初で提出された諸問題に関してどのような結論が得られるであろうか? ミルが考えたように、経済諸問題を取り扱うことにおいて、アイルランドの半代議制的統治よりも、インドの恩情主義的統治の方が一層成功しただろうか?

それは「彼らの必要に従って」民衆を統治することに一層成功し,政治経済学の諸原理のその解釈において,偏狭さがより少なかっただろうか?

これらの質問の全てに対する解答が「是」である,としなければならぬ 程の証拠はないように思われる。注意深い研究者達は,ミルの主張を古き スコット法に従って「証拠不十分」であると表明するかもしれない。

双方の経済にとって根本的な、土地保有問題に関して、インドの経緯はアイルランドよりも良いように思われるかもしれない。そしてその時代の多くのアイルランド人達は、この点でミルに同意したであろう。確かに、インドを支配した人々は、インド領域の大部分にわたって、耕作者達の諸権利を確認しようとしたし、彼らに小作権の実質的安定を与えようとしたであろう。しかし耕作者達が、支配者達と同じ意味で財産権を理解したかどうかは疑わしい。そして彼らは、確かにしばしば財産権に複合的祝福を見いだした。抵当に入りうる財産所有が、しばしば耕作者に借金への誘惑をもたらしたばかりでなく、税の請求額も、しばしば耕作者達に改良へのどんな機会や動機をも与えない程、高い水準に固定された。

レッセ・フェール支持の問題に関して、これは確かに、土地政策の問題 に関しては、アイルランドの場合程は厳密ではなかった。だが上述したよ うに、その期間にわたってこの点に関しては変動があり、この時期の終わ り頃には、レッセ・フェールの限界に対して市場原理に立ち戻って考える 傾向が見てとれる。正統派的経済学説からの離脱に関する限り、この分野 でのインド行政は、確かにウィッグ的正統派にはそれ程影響されていな かったけれども、それに取って代わるものが急進派の、即ち功利主義的経 済学であったと言えよう。

公共事業問題においては、インドでの成果とアイルランドでの成果との 間にはほとんど見るべき差異は特にないように思える。東インド会社はま さにその構造と機能の性質によって、会社が支配した領域に社会的間接資 本を供給するための用意は不十分なものであった。この点で、レッセ・ フェール的正統派経済学からの離脱があった時、それは原理に基づくものではなく、便宜上の、つまり(あらゆる場所で!)マンチェスター学派からの圧力の結果であった。1858年以後、国王によって会社が取って替わられたことは、幾分差異を生みだしたが、それはせいぜい程度の問題でしかなかった。鉄道や他の主要な事業のための民間企業に対する政府企業の問題に関して、インドとアイルランド双方の政策担当者達は、かなり類似した動揺と不確実性を記録に残している。

疑いなく,言語や気候の相違が,もし他に何もないとすれば,インドの 中でまたインドのために政策を担当した人々をして、インドの状況と必要 がイングランドのそれらと同じであると、たやすく仮定させることはな かったが、アイルランドのために政策を担当した人々は、しばしば「我々 にとってそれ程悪くないことは、アイルランドにとっては十分良いことに 違いない」と信じた。だがここからインドの支配者達が,アイルランドの 支配者達よりも, 一連の「一般的なイギリスの観念」, 即ち古典派政治経済 学の諸学説から一層解放されていた,ということにはならない。これらの 諸学説は,契約経済――たとえ現実の事実ではなかったにせよ,少なくと も好ましい規準として――の中で働いている合理的諸個人の概念を中心に していた。恐らく、この研究から明らかになる最も顕著な結論は、理論家 達や政策担当者達が,その一般的妥当性に疑問を持つことなく,この枠組 みの中で考えたその度合いである。ミル自身は,ベンサム主義の束縛を免 れようとしたことや,競争と並んで経済生活での圧力たる慣習とを認めた ことにおいて信用に値する。だがその試みは決して完全な成功ではなかっ たし、彼の同時代人達にほとんど影響を及ぼさなかった。そしヘンリー・ メインのような思想家達の歴史的・相対的アプローチが,もっと早く発達 し、イギリス思想においてもっと影響を及ぼしていたならば、インドとア イルランド双方にとって,一層良かっただろう。もし双方の経済における 政策担当者達が,他方でどういう諸事実が続いているか検討することに

もっと興味を持ち、常にイギリスの状態を標準とみなす傾向がもっと少なかったならば、それも一層良かっただろう。

このことは全て、ビクトリア中期の満足した状態での典型的なことであったと言われるかもしれない。しかし我々は今日、一層良く知っているということができるだろうか? 恐らくミルの時代の教訓は、自分達の学問の科学性を以前よりも一層確信し、低開発地域への政策立案に一層関わっている今日の経済学者達に経済理論の相対性と、歴史的・相対的アプローチの価値を忘れないようさせるものとして役立つだろう。

*訳注での人物に関しては,主として, The Dictionary of National Biography, 1917. に依拠した。